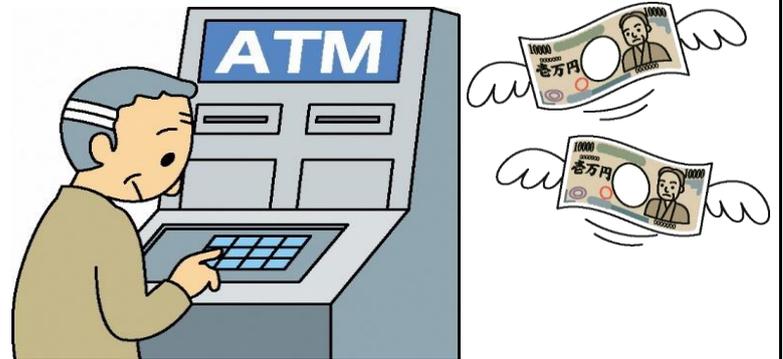


**市職員をかたりATMへ誘導する還付金詐欺の電話に注意!****事例:**

市職員を名乗る者から電話があり、「もらい過ぎていて介護保険料を返す。還付金の手続き方法を金融機関担当者から電話をさせるので、携帯番号を教えてください」と言ったため、つい教えてしまった。後刻金融機関の△△と名乗る者から電話があり、「ATMで還付が出来る」と言われた。それを信じて金融機関に行き、窓口で介護保険の還付がATMでも出来るかどうかを尋ねると、「それは還付金詐欺です。相手にしてはいけない」と言われ、被害に遭わずに済んだ。
(60歳代 女性)

ATMで還付金は受け取れません!

※消費者庁イラスト集より

**トラブルにあわないためのアドバイス**

- ATMで還付金は受け取れません。「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 事例のケースは、市役所職員を名乗る者も、金融機関を名乗る者も同一のグループの者で、芝居をしてだます劇場型勧誘であると考えられます。
- 市役所など公的機関の職員が電話で口座番号を聞いたり、還付金等でATMの操作をお願いすることは絶対にありません。また、還付の手続きは基本的に文書で行っています。電話のみで行うことはありません。
- 公的機関に問い合わせの電話をする場合には、電話帳などで公的機関の名称や電話番号を確認してから電話をかけるようにしましょう。
- 万が一、お金を振り込むなどの被害にあった場合は、直ちに警察及び振り込んだ先の金融機関に連絡をしてください。振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
- 少しでも不審に感じたら、消費生活センター（消費者ホットライン188）や警察に相談しましょう。

岡山市消費生活センター		または	岡山県消費生活センター	
電話	(086) 803-1109		電話	(086) 226-0999
相談日	月曜～金曜		相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時		時間	9時～16時30分